

母子生活支援施設入所世帯の所得の変化に関する研究

—入所後3年間の所得に注目して—

高田短期大学 武藤 敦士 (7809)

〔キーワード〕 母子生活支援施設, 母子世帯, 経済的自立

1. 研究目的

母子生活支援施設のなかには、近年のワークフェア政策に対応するかたちで就労支援を強化し、利用期間に上限を設けて就労自立を促す施設が少なからず存在している。入所事務を司る行政機関においても、明確な期間設定をしている自治体がある。これら利用期間を定めている行政機関や施設の多くは、2年もしくは3年を期限としている。入所世帯の施設利用期間を社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会（2017）『平成28年度全国母子生活支援施設実態調査報告書』にみると、3年以内に退所している世帯の割合は増加傾向にあり、近年では7割を超えている。その背景に、施設による専門的・集中的な支援の効果があるのであれば、行政機関や施設が定める2年もしくは3年といった利用期間の妥当性は肯定されるであろう。ところが、退所理由の内訳をみると、「経済的自立度が高まったので」という理由で退所している世帯は、ここ10年以上全体の2割程度で推移しており変化がみられない。本研究ではこうした諸状況から、母子生活支援施設入所世帯の入所中の所得の変化に着目し、専門的・集中的な支援が所得の増加につながっているのかを明らかにしたうえで、施設による支援の課題と限界について考えていく。

2. 研究の視点および方法

本研究では母子生活支援施設に入所している母子世帯が、一部の行政機関や施設が定める2年もしくは3年といった施設利用期間内に経済的に自立可能な状況に至っているのかを、その所得の変化と水準に着目して明らかにする。そのために、今回は都市部にあるX母子生活支援施設（以下、X施設）に協力を依頼し、施設が入所世帯の母親から毎月聞き取っている所得データについてドキュメント分析を実施する。

本研究ではまず、母子生活支援施設で展開されている専門的・集中的な支援が入所世帯の所得の増加につながっているのかを明らかにするため、就労収入や各種社会手当、生活保護費などを含めた月々の所得の変化を調査・分析する。次に、その所得の水準を生活保護基準や就学援助の対象となる所得基準と比較し、入所世帯が置かれている階層性を明らかにする。そのうえで、母親の就労による経済的自立を施設で支援する際の課題と限界について考えていく。

3. 倫理的配慮

本調査・研究は、一般社団法人日本社会福祉学会の研究倫理指針、高田短期大学研究倫理規定および高田短期大学介護福祉研究センター倫理規定にもとづいておこなった。調査

にあたってはX施設を訪問し、調査の趣旨と手法、研究以外の目的でデータを使用しないこと、研究のうえで施設や個人が特定されることがないこと、収集した情報が外部に漏れることがないことなどに関する説明を行うとともに、調査・研究の目的、意義、方法、倫理的配慮及び個人情報の保護、研究結果の公表方法などに関する詳細を定めた覚書を事前に締結した。

4. 研究結果

調査は2010年代の任意の5年間を対象として、就労の継続性と所得の変化をみるために入所から1年未満で退所に至ったケースを除外し、1年以上在所し3年以内に退所に至った17ケースと、3年以上入所していた5ケースの計22ケースを分析した。3年以上入所していたケースについては、入所後36ヶ月目までの所得の変化に注目して分析をおこなった。

その結果、専門的・集中的な支援が展開されている母子生活支援施設においても、母親が6ヶ月以上継続的に就労していたのは7ケースだけであった。さらに、そのなかで就労収入による所得の増加がみられたのは1ケースのみであり、その他のケースの就労収入は変動しながら最終的に月額10万円以下に落ち込んでいた。

次に、22ケースのうちサンプル数の多い母と子1人で構成される二世帯15ケースを分析し、生活保護を受給している9世帯と受給していない6世帯の所得額の比較、および後者の6世帯の所得額と就学援助の対象となる所得基準額との比較を試みた。その結果、生活保護を受給している世帯と受給していない世帯に大きな違いはみられなかった。また、生活保護を受給していない世帯すべてが就学援助の対象となる所得基準額を下回っていた。なお、比較にはX施設が所在する自治体が例示している二世帯の所得基準額を用いた。

5. 考察

今回の研究では、専門的・集中的な支援が展開されている母子生活支援施設においてもなお、母子世帯の母親はワーキングプア状態にあることが明らかになった。その背景には、母子世帯の母親が女性労働者として参加する労働市場の問題があると考えられる。施設がどれほど専門的・集中的な支援を展開しても、雇用・労働政策による女性労働者を取り巻く環境の改善がなければ、施設がおこなうソーシャルワークの効果は限定的なものとならざるを得ない。現在の社会的背景のなかで母子世帯の母親に入所期間を定めて就労による経済的自立を求めるような働きかけをおこなうことは、実態に沿わない支援であるというだけでなく、状況によっては当事者である母親を過度に追い詰めてしまうことにもなりかねない。今回の結果から、母子世帯の自立をどのようにとらえるのかを再考するとともに、当事者を主体としたソーシャルワークのなかで個別性に配慮した退所時期をどのように設定していくのかを考える必要があることが浮かびあがってくる。